

1 基本理念

子どもも親も輝ける 安心子育て いきいきあかし

子どもは家庭の希望であり、明石の宝です。すべての子ども一人一人の幸せは社会全体の願いです。

すべての子どもたちが、一人の人としてこのまちで大切に育てられ、健やかに成長することは地域全体の喜びです。

子どもたちが、様々な人との関わりや体験を通して、健やかでたくましく心豊かな人間として育ち、夢を育み、希望を持って自らの力を発揮できるよう、親のみならず、地域のみんなで応援していきます。

また親も、子育てを通じて様々な人と関わり合いながら、経験を積み成長していきます。はじめからうまくいく子育てはなかなかありません。

地域社会が保護者に寄り添い、保護者が出産や育児の不安を乗り越え、悩みを解決しながら親として育ち、子どもを産み育てることを喜びとして、安心していきいきと子育てが楽しめるような環境づくりを進めます。

明石のすべての子どもたちが、笑顔で輝き、すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう、地域で力を合わせ、子ども・子育て支援に取り組み、子どもの元気を家庭の元気、明石の元気につなげていきます。

2 基本目標

子どもと子育て家庭を取り巻く環境が大きく変わってきた現在、地域社会全体で子ども・子育て支援を実施する新しい支え合いの仕組みの構築が必要となっています。

本計画では、次の3つを基本的な目標として「子ども・子育て支援新制度」における子育て支援施策を推進していきます。

基本目標 1 一人一人の子どもの心豊かな成長を育む環境づくり

すべての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要です。

そのため、保護者の就労状況や家庭の状況、その他の事情に関わらず、すべての子どもが質の高い教育・保育を受けられる環境づくりに取り組みます。

(1) 就学前教育・保育の充実

【①認定こども園の普及】

認定こども園は、就学前教育・保育を一体として捉え、一貫して提供する新たな枠組みとして、幼稚園機能と保育所機能をあわせ持ち、地域における子育て支援機能を果たすことが義務付けられている施設です。

本市においても、子ども・子育て支援新制度の趣旨や就学前児童を取り巻く環境を踏まえ、保護者の就労状況に関わらず入園が可能で、すべての子どもに質の高い教育・保育が提供され、保護者ニーズにも応えることができる認定こども園の普及を推進します。

認定こども園を新設する場合は、幼保連携型認定こども園※6としての整備を基本とし、既存の市立幼稚園については、教育・保育等の量の見込みを踏まえ、各中学校区内で1園、認定こども園への移行を促進します。なお、市立保育所に隣接する市立幼稚園については、施設を一体的に活用し、幼保連携型認定こども園として整備します。

【②教育・保育の質の向上】

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる最も重要な時期です。

乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた質の高い教育・保育を提供し、子どもの健やかな発達を保障することが必要です。

また、家庭における教育力が低下する中、今後ますます就学前教育・保育が重要となっています。

本市のすべての子どもの健やかな育ちに向けて、子どもを中心とした就学前教育・保育の基本理念、基本方針・目指す子どもの像などについての新たな指針を作成し、保護者の就労状況や家庭の状況、その他の事情にかかわらず、質の高い教育・保育を受けられるよう、「就学前教育・保育の共通カリキュラム」(仮称)を策定します。

【③幼稚園教諭・保育士の資質の向上】

就学前教育・保育の基本理念のもと、幼稚園教諭・保育士が共に、本市のすべての子どもの健やかな育ちに向けて、今までの研修体制を見直し、より効果的な実施方法の検討を行い、研修計画を策定します。

また、幼稚園教諭と保育士の合同研修や人事交流を通じて、教育・保育の共通理解を深め、実践につなげます。

【④特別な支援が必要な子どもに対する教育・保育の充実】

就学前の子どもに対する小学校入学までの早期からの教育相談や支援は、子どものみならず、保護者にとっても大切です。それは、我が子をより深く理解し受容することや日々の子育てを工夫すること、適切な特性の理解等につながっていくからです。

現在、本市では、幼稚園や保育所に通う選択をした場合、年齢ごとのクラス分けで障害の有無に関係なく、同じクラスで共に生活しています。このことは、子どもたちが共に学ぶ仲間として級友とともに日々有意義な活動に参加し、よりよく成長していくことを意味しています。また、一人一人の多様な教育・保育ニーズに応じるため、子どもの特性を理解するための実態把握、個別の指導計画の作成・活用に努め、職員の共通理解のもと様々な支援を行っています。

文部科学省の調査（平成 24（2012）年度）によると、発達障害（学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症など）の可能性があつて通常学級に在籍し、特別な支援を必要としている児童生徒の割合が約 6.5%という報告があります。

早期からの様々な支援をよりスムーズに次につないでいく際に、個別の教育支援計画や個別の指導計画の活用は有効です。今後は、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム※7 構築のための特別支援教育の推進」における報告（平成 24（2012）年度）等を踏まえ、保護者に対し、十分な情報提供を行い、多様化する障害に対して気軽に相談できるよう相談体制の充実を図り、関係機関と連携を強化します。合わせて、支援の必要な子どもやその保護者の思いに寄り添った支援を行うことができるよう、全職員が基礎的な知識・対応技能を習得できる研修を実施し、指導体制を整えます。

また、児童発達支援センター等の充実を図り、関係機関と連携しながら療育支援を進めます。

【⑤就学前施設と小学校との連携の推進】

幼児期と学童期における子どもの発達や学びの連続性を保障するため、両者の教育・保育が円滑に接続し、教育の連続性を確保し、系統的な教育・保育が組織的に行われるようすることは極めて重要です。

遊びを中心とする幼児期の教育・保育から、教科を中心とする小学校教育へと環境が変わっても、「生活の接続」と「学びの接続」を考える必要があります。

子ども一人一人が、幼児期の教育・保育から小学校教育への環境の変化に対応できるよう、校区 UNIT 会議※8 や校内研究オープン化事業※9 を活用し、就学前施設と小学校がお互いの教育や保育、指導方法を学び合い、相互理解を深め、指導方法の工夫・改善に努めるとともに、幼児・児童の交流活動を充実させ、小学校への円滑な接続の支援に取り組みます。

(2) 放課後児童健全育成事業の推進

【①放課後児童クラブの充実】

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）は、小学校に就学している児童であって、その保護者が就労等により専門家庭にいない児童に、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

市内の全小学校区において放課後児童クラブを実施し、安定的な運営と児童への保育の質の向上に取り組み、放課後児童クラブを利用する児童が心身ともに健やかに育成されるよう努めます。

また、余裕教室の活用等による施設確保や、入所定員の弾力運用により待機児童の発生の防止に努めます。

さらに、保護者の多様な就労形態やニーズに対応できるよう民間事業者等の活用を検討します。

(3) 多様な保育サービスの充実 •

【①延長保育事業】

保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、開所時間を超えた保育を実施し、就労世帯等の支援を図ります。

今後は、現在の提供体制を維持しながら、新設の保育所等や延長保育未実施園に対して、当該事業の普及促進を図ります。

【②幼稚園での預かり保育事業】

幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の就労や子育てを支援するため、現在、一部の園で、希望のあった在園児を幼稚園での教育時間終了後、施設内で預かり、保育を行っています。

子ども・子育て支援新制度のもと、料金体系、利用時間等を整理し、実施園の拡大を図ります。

【③保育所での一時預かり事業】

保護者のパート就労や病気等により家庭において保育を受けることが一時的に困難となる場合や、保護者の育児の負担軽減やリフレッシュのため、乳幼児を保育所等において一時的に保育し、子育て世帯の支援を図ります。既存の保育所はもとより新設の保育所に対して、一時預かり事業の実施について働きかけを行い、実施園の拡大に取り組みます。

【④病児・病後児保育事業】

病気や怪我などにより、集団保育の実施が一時的に困難な児童について、病院等に付設された専用スペースにおいて保育を行い、就労世帯等の支援を図っています。

現在、病児保育施設1か所、病後児保育施設2か所で事業を実施していますが、ニーズ調査の結果からも保護者ニーズが高いことから、事業を継続するとともに、今後、利用実績等を検証し、事業の拡大の必要性についても検討を行います。

基本目標2 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

安心して子育てをするためには、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての子ども及び子育て家庭を対象として、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことが必要です。

また、子育ての不安を軽減し、子育ての楽しさを実感することができるよう、安心して子どもを預けられる環境づくりやきめ細やかな相談体制の充実、子育て情報の提供とともに、すべての子どもが心身ともに健康で過ごせる環境づくりに取り組みます。

(1) 待機児童の解消 •

就労形態の多様化などに伴う多種多様な保育ニーズに対応し、待機児童の解消を図るため、これまで保育所の新設や市立幼稚園を活用した保育所分園の設置などに取り組み、定員枠の拡大を図ってきました。

今後、3歳から5歳については、私立保育所、私立認定こども園の新設、市立幼稚園の認定こども園化等で保育所定員を増やし、0歳から2歳については、私立保育所、私立認定こども園の新設や私立保育所による分園整備等で保育所定員を増やし、待機児童の解消を図ります。

さらに0歳から2歳の定員枠が不足する場合には、地域型保育事業※10での対応を検討することとし、その際には、満3歳以降も引き続き適切に質の高い教育・保育が利用できるよう、教育・保育施設と地域型保育事業を行う者との連携が図れるよう取り組みます。

(2) 情報提供・相談体制の充実 •

【①利用者支援事業】

基幹となる子育て支援センターにおいて、子ども及び保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育や保育、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう支援を行います。

支援の実施に当たっては、子育て家庭の個別ニーズを把握し、関係機関と連携して教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業等の情報を集約し、提供します。

また、職員研修等により、支援者の養成と資質向上に努めます。

【②地域での情報提供・相談事業】

市内に6か所ある子育て支援センターでは、地域の子育て支援の拠点として、子育て相談や子育てに関する情報の提供、子育てや子育て支援に関する講習会等を実施しています。

子育ての不安や負担の軽減を図るため、子育てに関する情報は、情報誌やホームページなど様々な媒体を通じて迅速でわかりやすく提供します。また、誰でも気軽に相談でき、育児に関する正しい情報が入手できるように相談体制の充実を図ります。

(3) 母と子の健康の支援

【①妊婦健康診査】

妊婦が受ける健康診査（妊婦健康診査）に係る費用を一部助成することにより、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保していきます。



基本目標3 子育て家庭を地域のみんなで支える環境づくり

「すべての子どもと子育て家庭」への支援を実現するため、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

地域の実情を踏まえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために身近な地域で子どもや子育てを見守り、支え合うことができるような仕組みづくりに取り組みます。

さらに、障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族に対する、育児や生活に関する相談・情報の提供など総合的な支援に努めます。

(1) 地域での子育て支援の充実

【①地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）】

市内に6か所ある子育て支援センターでは、親と子が気軽に集い、交流できるプレイルームがあり、子育て相談や子育てに関する情報の提供、子育てや子育て支援に関する講習会等を実施しています。

家庭や地域における子育て力を高めるために、親も子どもも共に学び、成長していくことができる場や多世代との交流の機会を一層充実します。

また、関係機関や子育て支援団体などとの連携を深め、子育て家庭の孤立を防ぎ、地域全体で子どもの健やかな育ちを支援していきます。

【②ファミリーサポートセンター事業】

ファミリーサポートセンターは、子育ての応援をしてほしい人（依頼会員）と子育ての応援をしたい人（提供会員）が会員となって、送迎や一時的な子どもの預かりなどの援助活動を行う組織です。

育児と仕事の両立支援を推し進めるとともに、地域における子育て力の一層の向上を図るため、幅広い層への事業の周知を図り、会員増と活動件数の増大につなげていきます。

【③乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）】

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）は、生後4か月までの乳児がいる家庭に地域の民生児童委員※11（主任児童委員含む）が訪問する事業です。

訪問者は、子育てに関する情報提供を行うとともに、保護者から育児に関する話をお聞きすることで、育児の孤立化を防ぎ、安心して子育てができ、赤ちゃんが健やか

に成長できるように支援します。

さらに、訪問以降も継続して支援が必要な家庭には、子育て支援課と関係課が連携し支援していきます。

また、訪問後の支援の1つとして、同じ月齢の乳幼児と保護者に参加していただけ
る「こんにちは赤ちゃん交流会」を小学校区単位で開催します。月齢に応じた育児・
遊びの実践や、保護者同士のつながりをつくります。

(2) 支援の必要な子ども・子育て家庭への支援の充実 ● ● ● ● ● ● ●

【①養育支援訪問事業（あかし子育て応援隊）】

養育支援訪問事業（あかし子育て応援隊）では、体調不良等により育児・家事が困
難な妊婦や産婦のいる家庭や、子育てに関して不安やストレス、孤立感を抱える家庭
に対し、ヘルパーなどによる育児・家事の援助や保健師、臨床心理士、保育士など専
門職の訪問による相談や指導などの支援を行います。

養育が困難な家庭への早期支援、継続支援は虐待予防に重要な役割を果たしている
ため、今後も関係機関と連携しながら事業を展開していきます。

【②要保護児童対策地域協議会（こどもすこやかネット）】

要保護児童対策地域協議会（こどもすこやかネット）とは、地域、関係機関、関係
団体が一体となって、児童虐待や少年非行・犯罪の未然防止、早期発見、早期対応及
び再発防止を図るとともに、児童の健全育成に向けた施策を総合的に推進するための
ネットワークシステムです。

児童虐待に関する相談が複雑かつ重層化する中、こどもすこやかネットにおいて、
中央こども家庭センター等関係機関との連携を強化し、要支援家庭への適切な対応や
要保護児童の早期発見に努めます。

また、オレンジリボンキャンペーンの継続実施及びオレンジリボンキャンペーンの
協賛を市内企業・団体に募集することにより、地域全体で児童虐待防止の機運をより
一層高めるとともに、支援の必要な子どもへの取り組みを推進します。

【③子育て短期支援事業（ショートステイ事業）】

子育て短期支援事業（ショートステイ事業）では、児童の保護者が、出産や病気な
どの事由で一時的に家庭において養育できない場合に児童福祉施設等で養育保護をし
ます。

最近では育児疲れによる利用も増えており、関係機関と連携して支援するなど、よ
りきめ細かな対応が必要になってきています。

今後は事業のより一層の周知を図るとともに、それぞれの家庭のニーズに対応でき
るよう継続実施していきます。

3 施策の体系

【 基本理念 】

【 基本目標・施策目標・施策 】

子どもも親も輝ける 安心子育て いきいきあかし

基本目標 1

一人一人の子どもの心豊かな成長を育む
環境づくり

施策目標・施策

- (1) 就学前教育・保育の充実
 - ①認定こども園の普及
 - ②教育・保育の質の向上
 - ③幼稚園教諭・保育士の資質の向上
 - ④特別な支援が必要な子どもに対する教育・保育の充実
 - ⑤就学前施設と小学校との連携の推進
- (2) 放課後児童健全育成事業の推進
 - ①放課後児童クラブの充実
- (3) 多様な保育サービスの充実
 - ①延長保育事業
 - ②幼稚園での預かり保育事業
 - ③保育所での一時預かり事業
 - ④病児・病後児保育事業

基本目標 2

安心して子どもを産み育てることができる
環境づくり

施策目標・施策

- (1) 待機児童の解消
- (2) 情報提供・相談体制の充実
 - ①利用者支援事業
 - ②地域での情報提供・相談事業
- (3) 母と子の健康の支援
 - ①妊婦健康診査

基本目標 3

子育て家庭を地域のみんなで支える環境づくり

施策目標・施策

- (1) 地域での子育て支援の充実
 - ①地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）
 - ②ファミリーサポートセンター事業
 - ③乳児家庭全戸訪問事業（こにちは赤ちゃん事業）
- (2) 支援の必要な子ども・子育て家庭への支援の充実
 - ①養育支援訪問事業（あかし子育て応援隊）
 - ②要保護児童対策地域協議会（こどもすこやかネット）
 - ③子育て短期支援事業（ショートステイ事業）